

別紙

諮問：令和 6 年度 諮問第 3 号 （令和 6 年 3 月 1 4 日）

答申：令和 8 年度 答申第 2 号 （令和 8 年 5 月 2 6 日）

美郷町情報公開審査会 答申

1 審査会の結論

本件審査請求の対象となった公文書につき、美郷町情報公開審査会（以下「当審査会」という。）の結論は次のとおりである。

（１）教育長（以下「実施機関」という。）が行った部分開示処分については、不開示とされた部分のうち別表 2 の右欄に掲げる部分を開示すべきである。

（２）実施機関が行った不開示処分は、妥当である。

2 審査請求人の主張

（１）審査請求の趣旨

美郷町情報公開条例（平成 16 年美郷町条例第 11 号。以下「条例」という。）に基づく「江の川カヌースプリント競技場 1 件の一切の公文書」の開示請求に対し、実施機関が令和 6 年 11 月 14 日付で行った、本件対象公文書の部分開示処分のうちの一部及び不開示処分（対象は別表 1 参照）について、処分を取消し文書の公開を求める。

（２）審査請求の理由の要旨

審査請求人の審査請求書、口頭意見陳述及び意見書等による審査請求の理由及び主張の要旨は次のとおりである。

ア 決定通知において実施機関は条例第 7 条に該当するため一部を不開示としているが、当情報公開請求は設計図面・工事見積書・精算見積書によって金額等の内容を確認し、町の建設工事の適切性を確認する意図であり、条例の他の条項よりも第 1 条の「開かれた町政を推進すること」を最優先すべきである。

イ 情報公開請求をしている資料は町が所有する施設に係るものである。そのため、建設工事事業者等が閲覧している情報である。建設業者と同等の情報漏洩防止策を当情報公開請求に用いて全てを開示すべきである。

ウ 当初と実施時点での大幅相違の各見積書と見解書について、不服としている美郷教第 4 4 1 号の不開示処分とは別に、美郷教第 4 4 0 - 1 号では同一の公文書を部分開示処分しており齟齬がある。

エ 工事請負見積書は、「建設業法」「建設業法令ガイドライン」「公共工事標準請負約款」

別紙

「公共工事の入札及び契約の適正化の推進に関する法律」において、入札事業者が見積書を提出することを規定されているため、不存在であるとは考えられない。

また、建設工事で工事請負見積書が存在しているのに対し、建設地造成工事で工事請負見積書が存在しないのは不自然である。

オ その他の不開示とされた文書についても不存在は納得できず、実施機関の弁明等は多くが詭弁である。住民には知る権利があり、町の建設工事の過程の適切性を確認するために、情報公開審査の場で当工事業業について請求人の疑問点に対する回答、町の方針や事業事務の決定根拠等を明示すべきである。

3 実施機関の主張

弁明書、意見聴取、提出資料及び事務局ヒアリングによる、実施機関の主張の要旨は次のとおりである。

(1) 施設内の主たる建物は、練習をする学生や大会参加者のカヌーを保管し、大会本部等としても利用等する艇庫である。それら設計図のうち、施設・設備の寸法・素材・設置箇所等を記載している箇所・図面を特定し、不開示としている。

大会参加者等の財産を預かる施設についてこれらの情報が一般公開されると、施設への侵入・窃盗・破壊等の犯罪行為への利用可能性が想定されるため、条例第7条第4号に該当すると判断した。また、当施設は町の施策に合わせたデザインを採用しており、その図面等は独自のノウハウに基づくものと考えられるため、条例第7条第3号アに該当すると判断した。

(2) 「建設までの検討委員会等での議事録」は、内部でのプロジェクトミーティングは数度開催しているが、参加者全員の合意が取れており認識の確認のための議事録は不要と判断しており、形式的なものを含めて議事録は作成しておらず存在しない。

(3) 「当初と実施時点での大幅相違の各見積書と見解書」のうち見解書は、作成しておらず存在しない。見解書の不存在を美郷教第441号で回答しており、美郷教第440-1号での回答は各見積書についてであり、齟齬はない。

(4) 建設業法第20条第1項に定める「見積り」は、建設業者の作成の努力義務が規定された資料であり、第2項に定める美郷町からの請求をしていないため建設時造成工事の工事請負見積書は存在しない。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条に規定する「入札金額の内訳を記載した書類」は存在する。ただし、これは、建設業法第20条の「見積り」のような各材料等の費用を記載した書類ではなく、工事費用を分類した内訳金額を提示する書類であり、不存在とした「見積書」と異なるものである。

別紙

美郷町公共工事請負契約約款第3条に定める内訳書は、上記「入札金額の内訳を記載した書類」で代替可能であると判断しており、当内訳書が未提出である場合にも督促等を行っていない。

4 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

条例は、第1条で規定されているとおり、町政の諸活動を住民に説明する責務を全うし、町政に対する町民の理解と信頼を確保し、地方自治の本旨に即した住民参加の開かれた町政を推進することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

一方で、条例は、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されることや、行政の公正かつ適正な執行が損なわれるなど町民全体の利益を害することのないよう、原則開示の例外として限定列挙した不開示事由を第7条(※)に定めている。また、条例において開示請求の対象となる公文書は、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」であり(第2条第2項)、実施機関が保有していないものについては、開示することはできない。

また、開示の判断にあたっては、請求者が誰であるかを問わず一律に判断し条例に定める方法により一律に開示されなければならないため、請求者の立場によって開示の判断・方法を変更することはできない。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し条例を厳正に解釈した上、以下のとおり判断する。

(※) 不開示事由例(条例第7条より一部抜粋)

第2号：個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

第3号ア：公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

第4号：公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(2) 本件の争点について

ア 部分開示文書について

実施機関は、部分開示とした公文書には、上記3のとおり条例第7条第3号ア及び第4号に該当する不開示情報が含まれると主張する。一方、審査請求人は、上記2の主張

別紙

のとおり第7条に該当することについて全く否定しなかったため、不開示情報の該当性について争いはなかった。そのため、当審査会は部分開示文書の不開示個所について、上記基本的考え方に基づき実施機関の判断が適切な解釈・運用であるかを審査する。

イ 不存在文書について

実施機関は、不開示とした公文書は全て、上記3のとおり作成・取得しておらず保有していないと主張した。一方、審査請求人は、上記2のとおり存在するはずと主張しているため、当審査会は本件公文書が実施機関における事務処理において作成・取得されるものであるか否かを審査する。

(3) 当審査会の判断

ア 部分開示文書の不開示情報の該当性について

部分開示となった公文書に記載された情報には、次のとおり条例の定める不開示情報が含まれていると判断できる。

- a 建設物等のデザインを成立させるため、外部から見ただけでは知り得ない各種素材、仕様、寸法及びそれらの組立図等が記載されており、これは条例第7条第3号アに規定する法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に該当する。
- b 大会等で利用する個人の財産を保管する建築物の設備・仕様等が明らかになる図面は、現在の社会情勢に鑑みればカヌー艇の盗難や破壊の可能性が容易に想像でき、条例第7条第4号に規定する公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報に該当する。

一方、当該文書の不開示とされた部分のうち次の箇所は、不開示情報に該当しない情報であり、原則開示の理念に基づき開示すべきである。

- a 資料の名称・ページ番号等、資料自体の情報を表す事項
- b 資料に記載の表の項目名のうち、名称のみで仕様・デザイン等を特定できないもの
- c 施設パンフレット等で既に一般公表されているものと同等の内容事項

イ 不開示処分に係る文書の不存在の妥当性について

不開示処分について、対象となる文書を作成・取得しておらず不存在とする実施機関の主張は、次のとおり妥当である。

- a 建設までの検討委員会等での協議議事録は、実施機関において3(2)に記載のとおり存在しないと主張している。議事録作成を義務付ける法令はなく、実施機関での議事録の作成要否の考え方も示されており、この主張に特段不自然及び不合理な点は

別紙

認められない。

- b 「当初と実施時点での大幅相違の各見積書と見解書」のうち見解書について、審査請求人は、2（2）ウのとおり不開示処分とは別の決定通知で同一の公文書を部分開示していると主張している。審査請求人の主張する別の決定通知である美郷教第440—1号を確認し、当該通知で存在すると回答しているのは、各見積書と見解書という2種類の文書のうちの各見積書であり、実施機関の主張のとおり齟齬がないことを確認した。
- c 建設地造成工事の工事請負見積書について、審査請求人は「建設業法」「建設業法令ガイドライン」「公共工事標準請負約款」「公共工事の入札及び契約の適正化の推進に関する法律」を根拠に存在すると主張している。当審査会は、当該法令等を確認し「建設業法令ガイドライン」には根拠と考えられる記述はないため、当ガイドラインを除く法令等について実施機関にヒアリングを実施した。実施機関の回答は3（4）に記載の主張のとおりであり、実施機関の他の工事の手続きも同様であって、法令等に違反するものではないことを確認した。そのため、これらの文書の不存在に特段不自然及び不合理な点は認められない。
- d 建設地造成工事が随意契約である場合のその誓約書及び見積書について、当審査会は、当該工事は随意契約か否かについて確認し、入札による契約であり随意契約ではないことを確認した。そのため随意契約の場合の文書が存在しないことに特段不自然及び不合理な点は認められない。

（4）審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他諸々主張するが、本審査会の判断に影響するものではない。

（5）審査会の結論

以上のことから、当審査会は「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和7年 3月14日	・実施機関から本審査会に対し諮問
令和7年 5月13日	・実施機関からの説明、審議
令和7年 6月19日	・審査請求人から意見書を収受
令和7年 7月 1日	・審査請求人の口頭意見陳述、審議
令和7年 8月15日	・事務局より実施機関へのヒアリング
令和7年 9月12日	・審議

別紙

令和8年 2月 5日	・ 審議
令和8年 5月26日	・ 答申の決定
令和8年 5月26日	・ 本審査会から実施機関に対し答申

(答申に関与した委員の氏名)

芦矢 修司、今城 崇、岩本 浩史、勝部 学、佐和 洋亮、高橋 武司

別紙

4

別表1 本件に係る請求および処分

請求公文書の件名	審査 請求	処分 内容	部分開示の 不開示部分	該当条文（備考）
1. 起案責任者の工事起案書	—	部分開示	印影、数値の一部	第7条第4号、第6号イ
2. 建設までの検討委員会等 での協議議事録	有	不開示	—	第11条第2項（不存在）
3. 議会だより令和5年10 月号（NO76）当初検討 時点と実施設計時点での 大幅相違の各見積書と見 解書				
各見積書	—	部分開示	印影	第7条第4号
見解書	有	不開示	—	第11条第2項（不存在）
4. 実施建築工事				
工事請負契約書	—	部分開示	印影	第7条第4号
工事請負見積書	—	開示	—	—
契約図書（設計図）	有	部分開示	設計図面	第7条第3号ア、第4号
設計業務委託契約書	—	部分開示	印影	第7条第4号
設計業務委託契約条件書	—	部分開示	印影	第7条第4号（設計業務委託契 約書の一部として特定し決定）
工事請負変更契約書	—	部分開示	印影	第7条第4号
変更見積書	—	部分開示	数値の一部	第7条第6号イ
完成図書（設計図）	却下	不開示	—	第11条第2項（不存在）（審査 請求が不適法のため却下）
5. 建設地造成工事				
工事請負契約書	—	部分開示	印影	第7条第4号
工事請負見積書	有	不開示	—	第11条第2項（不存在）
契約図書（設計図）	—	開示	—	—
随意契約であればその誓 約書及び見積書	有	不開示	—	第11条第2項（不存在）
6. 他一切の公文書	—	部分開示	印影、個人情報、 数値の一部、 個人・設備の写真	第7条第2号、第3号ア、 第4号、第6号イ

別表2 実施建築工事 契約図書（設計図）のうち開示すべき部分

ページ番号	開示すべき部分
1 A-012	上表 1, 2 行目 下表 全部
2 A-013	左から1番目の上表 1, 2, 5, 6, 9, 10, 13, 14, 18, 19 行目 左から2番目の上表 1, 2, 5, 6, 9, 10, 14, 15, 18, 19 行目 左から3番目の上表 1, 2, 5, 6, 10, 11, 17, 18 行目 左から4番目の上表 1, 2, 7, 8, 11, 12, 15, 16 行目

別紙

ページ番号		開示すべき部分
		左から5番目の上表 1, 2, 5, 6, 9, 10, 14, 15, 18, 19行目 左から6番目の上表 1, 2, 5, 6, 12, 13, 16, 17行目 左から7番目の上表 1, 2行目 下表 全部
3	A-014	□囲いの箇所を除く 1～4行目 左上表 1, 2行目 右上表 1, 2行目 下表 全部
4	A-015	上表の1行目、上表の左上の1行全部 下表 全部
5	A-016	1行目全部 上表 最左列の行数で数えて1, 2, 4行目、最上段の列数で数えて2列目 下表 全部
6	A-017	1行目全部 上表 1行目、1, 2列目、表内の右側中段表1行目、表内の右側下表1, 9, 14行目 下表 全部
7	A-018	1行目全部 上表 1, 2行目、1, 2列目 下表 全部
8	A-019, A-020, A-021, A-022, A-023, A-024, A-025, A-026, A-027, A-408, A-409, A-601, E-010, E-011, E-021, E-022, E-024, E-025, E-026, E-028, E-029, E-030, E-031, E-032, E-033, E-034,	下表 全部

別紙

ページ番号		開示すべき部分
	M-005, M-014, M-016, M-018, M-019	
9	A-100	1, 2 行目全部
10	A-103	2, 4, 5 行目全部
11	A-104	1～6 行目全部 (○囲いの数値は行数として数えない) 下表 全部
12	A-105, A-110	1～4 行目全部 (○囲いの数値は行数として数えない) 下表 特記事項欄の 2 行目を除く全部
13	A-106, A-107	1～3 行目全部 下表 特記事項欄の 2 行目を除く全部
14	A-108, A-109	1～3 行目
15	A-112, A-113	1, 2 行目全部 (○囲いの数値は行数として数えない) 下表 特記事項欄の 2 行目を除く全部
16	A-200, A-208	1～7 行目全部、1～4 行目左にある□囲い文字全部 下表 特記事項欄の 2 行目を除く全部
17	A-201, A-202	1～6 行目全部、1, 2 行目左にある□囲い文字全部 下表 特記事項欄の 2 行目を除く全部
18	A-203, A-204	1～6 行目全部、1, 3 行目左にある□囲い文字全部 下表 特記事項欄の 2 行目を除く全部
19	A-205	1～5 行目全部、1 行目左にある□囲い文字全部 下表 特記事項欄の 2 行目を除く全部
20	A-206, A-207	1～7 行目全部、1, 3 行目左にある□囲い文字全部 下表 特記事項欄の 2 行目を除く全部
21	A-209	1～6 行目全部、1 行目左にある□囲い文字全部 下表 特記事項欄の 2 行目を除く全部
22	A-300	1, 2 行目全部 上表 1 列目全部、3 列 2 行目の欄全部、8 列 1 行目の欄全部、15 列 1 行目の欄全部、17 列 1 行目の欄全部 (列は全て 1 行目の区切りで数える) 下表 全部
23	A-301, A-302, A-303, A-304, A-306	上表 1 行目全部、2 行目以降の 1 列目全部 中表 1 行目全部、2 行目以降の 1 列目全部 下表 全部
24	A-307, A-500, A-510, A-602, A-603	1～4 行目全部 (○囲いの数値は行数として数えない) 下表 全部
25	A-305,	上表 1 列目全部 中表 1 列目全部

別紙

ページ番号		開示すべき部分
		下表 全部
26	A-401, A-402, A-403, A-404, A-405, A-406	上表 1 行目全部、1 列目全部 下表 全部
27	A-501	1～2 行目全部（○囲いの数値は行数として数えない） 下表 全部
28	A-502	1 行目 1 字～4 字目 左上表 1 行目、2 行目以降の 1 列目 左上から 2 番目の表 2 行目以降の 1 列目 中上表 1 行目、2 行目以降の 1～2 列目 中上から 2 番目の左表 1 行目、2 行目以降の 1 列目 中上から 3 番目の左表 1 行目、2 行目以降の 1 列目 中上から 2 番目の右表 1 行目 1 字～4 字目 下表 全部
29	A-503 A-505	1, 2 行目全部 下表 全部
30	A-504	縮尺記載全部、右側の縮尺記載の真上の 7 字全部 上から 3 番目の表の上にある文字全部 下表 全部
31	A-506	1、3、4 行目全部（図外で下に線がある文字） 下表 全部
32	A-507	5、6、7 行目の 1、2 字目（図外にある下線文字を行として数える） 下表 全部
33	A-508	1～5 行目全部、6 行目の 1 字～3 字目 下表 全部
34	A-509	1 行目全部（分割 2 行になっている場合は上段下段両方） 下表 全部
35	A-600	左上表の真上にある文字列全部 左上表 1 行目 右上表 1 行目 下表 特記事項欄の 2 行目を除く全部
36	A-604	上表 1 行目の左から 1、3、4、6、7、9 番目の欄全部、2 番目の欄の 1 字～6 字目、5、8 番目の欄の 1 字～4 字目、4～6 列目の 3 行目の左から 1、2、4 番目の欄全部、1～3 列目の 3 行目の左から 10、12、13、14、15、17 番目の欄全部、11、16 番目の欄の 1 字～3 字目、5 行目の左から 6、8、9、11 番目の欄全部、7 番目の欄の 1 字～4 字目、10 番目の欄の 1 字～6 字目 下表 全部
37	E-001	上表 左上欄全部、左下欄 1～6 行目全部、同欄上表全部、同欄 7 行目 1 字～6 字目、右欄 1、2、11 行目全部、同欄内下右表の 1 行目全部、1 列目全部 下表 全部
38	E-002, E-003,	上表 1 行目 下表 全部

別紙

ページ番号		開示すべき部分
	E-004, M-002, M-003, M-004, M-006, M-013	
39	E-005	右上図表の真上にある文字列全部、上表の真上にある文字列全部、中表の真上にある文字列全部 上表 1 行目全部 中表 1 行目全部 下表 全部
40	E-006	上表、左上図、右上図、中表、右下図の真上にある□に囲まれた文字列全部 下表 全部
41	E-007	上表の真上の文字の 1 字～7 字目 上表 1 行目全部 下表 全部
42	E-008, E-009	左上表の真上にある□に囲まれた文字列全部 下表 全部
43	E-012, E-013, E-014	上表の真上にある□に囲まれた文字列全部 下表 全部
44	E-015, E-017, E-018, E-019, E-027	下表を除く全ての表 1 行目 下表 全部
45	E-016	右上表 1、3 行目 右上表、下表を除く全ての表 1 行目 下表 全部
46	E-020, E-023,	上表 1、3 行目 下表 全部
47	E-035	1 行目全部 下表 全部
48	M-001	上表 左上欄全部、左下欄 1～6 行目全部、同欄上表全部、同欄 7 行目 1 字～6 字目、右欄 1 行目 1 字～6 字目、同欄 2、3、12 行目全部、同欄内下右表の 1 行目全部、1 列目全部 下表 全部
49	M-007	上表 1、3 行目の 1 字～4 字目 下表 全部
50	M-008	中表 1 行目 下表 全部
51	M-009	上表 1、2 行目、2 行目以降の 1 列目（分割行は右側を含む） 下表 全部
52	M-010	上表 1、4 行目（最左列で数える） 下表 全部

別紙

ページ番号		開示すべき部分
53	M-011	上表 1 行目 中表 1 行目 図真下にある□に囲まれた文字列全部 下表 全部
54	M-012	上表 1 行目 中表 1 行目 下表 全部
55	M-015	右上図下方にある□に囲まれた文字列全部 下表 全部
56	M-017	上表 1、9 行目（最左列で数える） 下表 全部
57	M-020	図中の表のうち上から 1、2、4 番目のものの 1 行目 下表 全部
58	M-021	下表を除く全ての表 1 字～16 字目（半角の濁点、半濁点は 1 文字として数える） 下表 全部
59	M-022	上表 1、17 行目（最左列で数える） 下表 全部
60	M-023	左上表、下表を除く全ての表 1 行目 下表 全部
61	M-024	左上表、最右側上から 8 番目の表、下表を除く全ての表 1 行目 下表 全部
62	M-025	左上表、下表を除く全ての表 1 字～16 字目（半角の濁点、半濁点は 1 文字として数える） 下表 全部
63	M-026, M-027	上表 1、6 行目 下表 全部
64	S-01	上表 左上欄 1 字～8 字目 下表 最左欄の 2～4 行目、左から 3 番目の欄を除く全部
65	S-02, S-03, S-04, S-05, S-06, S-08	上表 左上欄全部 下表 最左欄の 2～4 行目、左から 3 番目の欄を除く全部
66	S-07	上表 1 行目 下表 最左欄の 2～4 行目、左から 3 番目の欄を除く全部
67	S-09, S-10, S-11	1、2 行目全部 下表 最左欄の 2～4 行目、左から 3 番目の欄を除く全部
68	S-12, S-13, S-14, S-15, S-16, S-17,	下表 最左欄の 2～4 行目、左から 3 番目の欄を除く全部

別紙

ページ番号		開示すべき部分
	S-18, S-19, S-21, S-22, S-23, S-24, S-25, S-26, S-27, S-28, S-29, S-30, S-31, S-36, S-37, S-38, S-39, S-40, S-41, S-42, S-43, S-44	
69	S-33, S-34, S-35,	1～4行目全部 下表 最左欄の2～4行目、左から3番目の欄を除く全部
70	S-20	上表の真上にある文字列全部 下表 最左欄の2～4行目、左から3番目の欄を除く全部
71	S-32	1行目全部 下表 最左欄の2～4行目、左から3番目の欄を除く全部

- ・全資料最下にある備考表の最右欄の図面 No 欄に記載がある場合は、当該記載を文書番号として記載
- ・図及び表は、行として数えない
- ・文字指定の数値は、記号を1文字として含み、空欄は文字数として含まない
- ・実施機関が不開示とした部分のうち開示すべき箇所のみを記載

以上